○関東地方整備局告示第四百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
町田市鶴間字十六号一六五二番一から同市鶴間字十六号一六七三番二まで	前	三〇・四五～五六・五〇メートル
	後	四〇・一七～五六・五〇　〇・一三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間字十六号一六五五番一から同市鶴間字十六号一六八五番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月三十日

○関東地方整備局告示第四百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東京都文京区本郷二丁目三〇六番二八からさいたま市北区吉野町一丁目三九三番九まで	前	BA　一四・九五～六一・六〇メートル　三一・六二七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一四・九五～六一・六〇　三一・六二七　二八・七〇～三三六・〇〇　二三・三九三	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
塩尻市大字贄川字桃岡二一四一番一から同市大字贄川字上原二〇二二番五まで	前	一三・八五～五四・〇四メートル
	後	一三・八五～六〇・〇五　〇・三七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
多治見市山吹町一丁目八七番三から同市山吹町一丁目八一番一まで	前	二六・二〇～四七・四〇メートル
	後	二二・四〇～五二・四〇　〇・二七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飛騨市古川町戸市字くずれ洞十九番四から同市古川町数河字七七**廻**り三二七六番七まで	前	四四・〇〇～一二七・〇〇メートル
	後	四一・〇〇～一一七・〇〇　〇・一五五キロメートル
飛騨市古川町数河字細江洞三二二番二九から同市古川町数河字細江洞三二六番一まで	前	二六・〇〇～七八・〇〇メートル
	後	二六・〇〇～七四・〇〇　〇・〇四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東海市名和町南**廻**間三三番一から同市名和町日向根四一番一まで	前	五八・七九～八〇・七八メートル
	後	五八・七九～八〇・九八　〇・〇七六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所